二　法第四十一条の十九第一項第二号に掲げる株式会社に該当する特定新規中小会社に対する払込みにより取得をした新株予約権（法第三十七条の十三第一項第二号イに規定する投資事業有限責任組合に係る同号イに規定する投資事業有限責任組合契約に従つて取得をしたものに限る。）　当該特定新規中小会社により発行される法第三十七条の十三第一項第二号イに掲げる特定新規株式

第二十六条の二十八の三第六項第二号イ中「同条第三項の規定又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改める。

第二十六条の二十八の五第一項中「同条第九項」を「同条第十項」に改め、同条第四項中「同条第十項に」を「同条第十一項に」に、「同条第十項第一号」を「同条第十一項第一号」に改め、同条第七項中「同条第十一項」を「同条第十二項」に改め、同条第十一項中「同条第十二項」を「同条第十三項」に改め、同条第二十五項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十四項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十三項中「第四十一条の十九の三第十二項」を「第四十一条の十九の三第十三項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同項の次に次の一項を加える。

27　法第四十一条の十九の三第十四項に規定する政令で定める改修工事は、家屋について行う国土交通大臣が財務大臣と協議して定める子育てに係る同項の特例対象個人の負担を軽減するための増築、改築、修繕又は模様替で当該増築、改築、修繕又は模様替に該当するものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

第二十六条の二十八の五第二十二項中「第四十一条の十九の三第十一項」を「第四十一条の十九の三第十二項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十一項を同条第二十四項とし、同条第二十項中「第四十一条の十九の三第十項第三号」を「第四十一条の十九の三第十一項第三号」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第十九項を同条第二十二項とし、同条第十八項中「第四十一条の十九の三第十項第二号」を「第四十一条の十九の三第十一項第二号」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十七項を同条第二十項とし、同条第十六項中「第四十一条の十九の三第十項第一号」を「第四十一条の十九の三第十一項第一号」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十五項中「第四十一条の十九の三第九項」を「第四十一条の十九の三第十項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十四項中「第四十一条の十九の三第七項第一号ホ」を「第四十一条の十九の三第八項第一号ヘ」に、「若しくは同条第四項」を「、同条第四項」に改め、「対象耐久性向上改修工事等」の下に「若しくは同条第七項に規定する対象子育て対応改修工事等」を加え、同項を同条第十七項とし、同条第十三項の次に次の三項を加える。

14　法第四十一条の十九の三第七項に規定する政令で定める金額は、その者が行つた同条第十四項に規定する子育て対応改修工事等（以下この項及び第十六項において「子育て対応改修工事等」という。）につき国土交通大臣が財務大臣と協議して当該子育て対応改修工事等の内容に応じて定める金額（当該子育て対応改修工事等をした家屋の当該子育て対応改修工事等に係る部分のうちにその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該金額に、当該子育て対応改修工事等に要した費用の額のうちに当該居住の用に供する部分に係る当該子育て対応改修工事等に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した金額）の合計額とする。

15　国土交通大臣は、前項の規定により金額を定めたときは、これを告示する。

16　法第四十一条の十九の三第七項に規定する政令で定める要件を満たすものは、次に掲げる要件を満たす工事とする。

一　子育て対応改修工事等の法第四十一条の十九の三第七項に規定する子育て対応改修標準的費用額が五十万円を超えること。

二　子育て対応改修工事等をした家屋の当該子育て対応改修工事等に係る部分のうちにその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該居住の用に供する部分に係る当該子育て対応改修工事等に要した費用の額が当該子育て対応改修工事等に要した費用の額の二分の一以上であること。

三　子育て対応改修工事等をした家屋が、その者のその居住の用に供される第三項第三号イ又はロに掲げる家屋（その家屋の床面積の二分の一以上に相当する部分が専ら当該居住の用に供されるものに限る。）のいずれかに該当するものであること。

四　子育て対応改修工事等をした家屋が、その者が主としてその居住の用に供すると認められるものであること。

第二十七条の十一の二第二項中「いう」の下に「。次項において同じ」を加え、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　法第四十二条の十一の二第二項第一号に規定する政令で定めるものは、地域の事業者に対して著しい経済的効果を及ぼすものとして経済産業大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けたものとする。

第二十七条の十一の三中「二千五百万円」を「三千五百万円」に改める。

第二十七条の十二第二項中「第四十二条の十二第六項第三号」を「第四十二条の十二第六項第四号」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　法第四十二条の十二第六項第七号に規定する政令で定めるところにより証明がされた数は、適用対象特定業務施設（同号に規定する適用対象特定業務施設をいう。以下この条において同じ。）のみを法人の事業所とみなした場合における基準雇用者数（同項第六号に規定する基準雇用者数をいう。以下この条において同じ。）の計算の基礎となる雇用者（同項第四号に規定する基準雇用者をいう。以下この条において同じ。）の数について記載された財務省令で定める書類を確定申告書等に添付することにより証明がされた当該基準雇用者数とする。

第二十七条の十二第四項中「第四十二条の十二第六項第八号」を「第四十二条の十二第六項第九号」に改め、「数は、」の下に「同項第三号に規定する」を、「計画の認定」の下に「（同条第一項に規定する計画の認定をいう。以下この条において同じ。）」を加え、「同項第七号」を「法第四十二条の十二第六項第八号」に改め、同条第五項中「第四十二条の十二第六項第九号」を「第四十二条の十二第六項第十号」に改め、「数は、」の下に「同項第三号に規定する」を加え、「同号」を「同項第十号」に改め、同条第六項中「第四十二条の十二第六項第十号」を「第四十二条の十二第六項第十一号」に改め、「数は、」の下に「同項第三号に規定する」を加え、同条第七項中「第四十二条の十二第六項第十一号」を「第四十二条の十二第六項第十二号」に改め、「数は、」の下に「同項第三号に規定する」を加え、同条第八項中「第四十二条の十二第六項第十二号」を「第四十二条の十二第六項第十三号」に改め、「適用年度の」を削り、同条第九項中「第四十二条の十二第六項第十三号」を「第四十二条の十二第六項第十四号」に改め、「数は、」の下に「同項第三号に規定する」を加え、同条第十項中「第四十二条の十二第六項第十四号」を「第四十二条の十二第六項第十五号」に改め、「数は、」の下に「同項第三号に規定する」を加え、同条第十一項中「第四十二条の十二第六項第十五号」を「第四十二条の十二第六項第十六号イ」に改め、「受けた」の下に「同号に規定する」を、「係る特定業務施設」の下に「（同項第一号に規定する特定業務施設をいう。以下この項及び第十六項第二号において同じ。）」を加え、「とする」を「とし、同条第六項第十六号ロに規定する政令で定めるところにより証明がされた数は、当該特定業務施設のみを当該法人の事業所と、当該法人の特定雇用者のみを当該法人の雇用者と、それぞれみなした場合における基準雇用者数の計算の基礎となる雇用者の数について記載された財務省令で定める書類を確定申告書等に添付することにより証明がされた当該基準雇用者数とする」に改め、同条第十四項中「合併で適用年度」の下に「（同条第六項第三号に規定する適用年度をいう。以下この条において同じ。）」を加え、「第四十二条の十二第六項第三号」を「第四十二条の十二第六項第四号」に、「同項第五号」に改め、同条第十六項中「同条第六項第一号」を「同条第六項第三号」に改め、同項第一号中「計画の認定を受けた日」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に係る基準日（同条第六項第二号に規定する基準日をいう。第二十項において同じ。）」に、「認定事業年度」を「基準事業年度」に改め、同項第二号中「認定事業年度」を「基準事業年度」に、「同条第六項第十五号」を「同条第六項第十六号」に改め、同条第十八項中「一年前」を「二年前」に、「当該開始の日前一年」を「当該開始の日前二年」に改め、同項第一号中「基準日」を「判定基準日」に、「一年」を「二年」に改め、同項第二号中「基準日」を「判定基準日」に改め、同条第十九項中「一年」を「二年」に改め、同条第二十項中「ついて計画の認定を受けた日」を「係る基準日」に、「同条第六項第六号」を「同条第六項第七号」に改める。